

令和6年小千谷市教育委員会第2回定例会 会議録

1. 開会・閉会日時
令和6年2月20日（火）午後3時55分
2. 場所
健康・こどもプラザ 会議室
3. 出席構成員
教 育 長：松井周之輔
委 員：鈴木進五 竹内義朗 吉井純子 高野瑞恵
関係職員：教育・保育課 山本課長 林課長補佐 佐藤課長補佐 上村参事 小林参事
小田原学校教育係長
4. 議題

日程1 議案第4号 臨時代理について（議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について（令和5年度小千谷市一般会計（教育委員会所管）補正予算（第7号）について）
原案のとおり承認

議案第5号 臨時代理について（議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について（令和5年度小千谷市一般会計（教育委員会所管）補正予算（第9号）について）
原案のとおり承認

議案第6号 臨時代理について（議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について（令和6年度小千谷市一般会計（教育委員会所管）当初予算について）
原案のとおり承認

議案第7号 臨時代理について（議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について（小千谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について）
原案のとおり承認

議案第8号 臨時代理について（議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について（小千谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について）
原案のとおり承認

日程2 令和6年 第1回定例会議事録の承認について
原案のとおり承認

日程3 報告 ・月例事務報告兼教育委員会・教育長の予定について
月例事務報告兼教育委員会・教育長の予定について日程を確認。

日程4 協議 ・次回の定例教育委員会開催日について
令和6年第3回定例会は3月21日（木）午後4時00分から健康・こどもプラザ会議室にて開催することで決定。
午後4時23分閉会

（以下、非公開）

議案第9号 令和6年度管理職教職員人事異動の内申について
午後4時31分閉会

引続き、令和6年小千谷市教育委員会第2回協議会 開催
午後4時53分閉会

令和6年 小千谷市教育委員会第2回定例会議事録

開会・閉会日時	令和6年2月20日（火）午後3時55分～午後4時23分
場 所	健康・こどもプラザ 会議室
出席構成員	松井周之輔 鈴木進五 竹内義朗 吉井純子 高野瑞恵
欠席構成員	
関係職員	教育・保育課 山本課長 林課長補佐 佐藤課長補佐 上村参事 小林参事 小田原学校教育係長
議事録作成者	教育・保育課 岩渕教育総務係長
議 題	<p>日程1 令和6年 第1回定例会議事録の承認について</p> <p>日程2 議案第 4号 臨時代理について(議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について(令和5年度小千谷市一般会計(教育委員会所管)補正予算(第7号)について))</p> <p>議案第 5号 臨時代理について(議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について(令和5年度小千谷市一般会計(教育委員会所管)補正予算(第9号)について))</p> <p>議案第 6号 臨時代理について(議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について(令和6年度小千谷市一般会計(教育委員会所管)当初予算について))</p> <p>議案第 7号 臨時代理について(議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について(小千谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について))</p> <p>議案第 8号 臨時代理について(議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について(小千谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について))</p> <p>日程3 報 告 月例事務報告兼教育委員会・教育長の予定について</p> <p>日程4 協 議 次回の定例教育委員会開催日について</p>
傍 聴 者	0名
発 言 者	内 容

松井教育長	<p>これより、小千谷市教育委員会令和6年第2回定例会を開催します。 ただいま出席数5名で定足数に達しております。 本定例会に提案された会議の案件並びに本日の議事日程等は、ご案内のとおりであります。</p>
松井教育長	<p>まず日程1 令和6年第1回定例会議事録の承認について を上程いたします。 事務局の方で何か修正等あればお願いします。</p> <p>(事務局からの発言待ち)</p>
松井教育長	<p>委員の皆様も修正等ございませんか。</p> <p>(委員からの発言待ち)</p>
松井教育長	<p>それでは、議事録を承認することよろしいでしょうか。</p> <p>(全員 異議なし)</p>
松井教育長	<p>それでは、第1回定例会議事録を承認することといたします。</p>
松井教育長	<p>次に、日程2 議案第4号から6号 臨時代理について(議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について)を一括して上程いたします。 内容は、「令和5年度小千谷市一般会計(教育委員会所管)補正予算(第7号)について」、「令和5年度小千谷市一般会計(教育委員会所管)補正予算(第9号)について」、「令和6年度小千谷市一般会計(教育委員会所管)当初予算について」であります。事務局より説明をお願いします。</p>
山本課長	<p>ただいま一括上程となりました、議案第4号から議案第6号につきましてご説明いたします。</p> <p>まず、議案第4号「臨時代理について(議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について(令和5年度小千谷市一般会計(教育委員会所管)補正予算(第7号)について))」をご説明いたします。それでは議案第4号別紙をご覧ください。</p> <p>本案は、令和5年度小千谷市一般会計(教育委員会所管)補正予算(第7号)について、原案のとおり了承するとして、令和6年1月17日付で、教育長が臨時代理したので、これを報告し、ご承認をいただくものです。補正内容についてご説明いたしますので、議案第4号別紙資料をご覧ください。</p> <p>まず1ページは、令和5年度小千谷市一般会計補正予算(第7号)の全体額などが記載されております。次に教育委員会所管の具体的内容として、まず歳出から説明しますので、9・10ページをご覧ください。9ページにおいて、11款災害復旧費、3項その他施設災害復旧費、1目その他施設災害復旧費において342万円の増額補正額であり、10ページに行きまして小学校災害復旧事業及び学校給食センター災害復旧事業にける増額補正であります。</p> <p>内容としましては、1月1日に発災しました能登半島地震により被災した小学校施設及び給食センターの復旧工事を行うものです。</p> <p>小学校については、小千谷小学校が校舎のエキスパンションジョイント、いわゆる建物と建物の間のすきまを継ぎ、カバーするものです、これの亀裂部分及び体育館の天井部の破損部分の復旧、東小千谷小学校も校舎のエキスパンシ</p>

山本課長	<p> ヨンジョイントの亀裂部分の復旧に係る工事費であります。 給食センターについては、洗浄機などで使う蒸気ボイラの動作不良による復旧工事費であります。 </p> <p> 続きまして、歳入を説明しますので、戻って7・8ページをご覧ください。 7ページにおいて、15款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費負担金で228万円の増額補正であり、8ページに行きまして、公立学校施設災害復旧費負担金における増額補正となっております。 </p> <p> 内容としましては、歳出で説明いたしました災害復旧工事の3分2が国から充当されるものであります。 </p> <p> 次に、22款市債、1項市債、6目災害復旧債で110万円の増額補正であり、8ページに行きまして、学校施設災害復旧事業及び給食施設災害復旧事業における増額補正となっております。 </p> <p> 内容としましては、国庫支出金で充当されない部分について、市債で充当するものであります。 </p> <p> 次に、議案第5号「臨時代理について（議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について（令和5年度小千谷市一般会計（教育委員会所管）補正予算（第8号）について）」をご説明いたします。それでは議案第5号別紙をご覧ください。 </p> <p> 本案は、令和5年度小千谷市一般会計（教育委員会所管）補正予算（第8号）について、原案のとおり了承するとして、令和6年2月14日付で、教育長が臨時代理したので、これを報告し、ご承認をいただくものです。補正内容についてご説明いたしますので、議案第5号別紙資料をご覧ください。 </p> <p> まず1ページは、令和5年度小千谷市一般会計補正予算（第9号）の全体額などが記載されております。次に教育委員会所管の具体的内容として、まず歳出から説明しますので、10・11ページをご覧ください。10ページにおいて、2款総務費、1項総務管理費、8目諸費において6,000万円の増額補正額であり、11ページに行きまして過年度収入払戻金における増額補正となっておりますが、そのうち教育委員会関係としては2,000万円が該当しております。 </p> <p> 内容としましては、令和4年度に国や県から交付決定を受けた保育に係る各種補助金等に対して、実績報告により交付額との差額が生じ、返還しなければならないので、過年度収入払戻金として補正対応するものです。 </p> <p> 次に、12・13ページをご覧ください。12ページにおいて、10款教育費、3項中学校費、3目学校建築費において7億1,079万円の増額補正であり、13ページに行きまして中学校施設整備事業における増額補正となっております。 </p> <p> 内容としましては、令和6年度の国の学校施設環境改善交付金を活用して予算計上を予定しようとしておりました、「小千谷中学校特別教室棟長寿命化改良工事」について、国が昨年11月に令和5年度補正予算において前倒しで交付金が予算化されたことから、国と同様に前倒しで増額補正するものです。これに係る予算につきましては、全額翌年度に繰り越して執行する予定であります。 </p> <p> 続きまして、歳入を説明しますので、戻って8・9ページをご覧ください。 8ページにおいて、15款国庫支出金、2項国庫補助金、6目教育費補助金で1億5,306万円の増額補正であり、9ページに行きまして、学校施設環境改善交付金における増額補正となっております。 </p> <p> また、22款市債、1項市債、5目教育債で5億1,960万円の増額補正 </p>
------	--

山本課長	<p>であり、学校施設整備事業における増額補正となっております。</p> <p>内容としましては、どちらも歳出で説明いたしました「小千谷中学校特別教室棟長寿命化改良工事」に係る国からの交付金及び市債の増額補正であります。</p> <p>次に、議案第6号「臨時代理について（議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について（令和6年度小千谷市一般会計（教育委員会所管）当初予算について））をご説明いたします。それでは議案第6号別紙をご覧ください。</p> <p>本案は、令和6年度小千谷市一般会計（教育委員会所管）当初予算について、原案どおり了承するとして、令和6年2月14日付けで、教育長が臨時代理したので、これを報告し、ご承認をいただくものです。内容についてご説明いたしますので、議案第6号別紙資料「令和6年度小千谷市予算案及び主要事業の概要」をご覧ください。</p> <p>1ページから全体の予算規模などが記載されておりますが、ここでは主なものについてご説明いたします。まず保育関係につきましては、9ページのナンバー21からナンバー27までが該当部分であります。事業内容につきましては、ほぼ今年度と同様に取り組んでいる事業であります。特にナンバー22「保育園施設整備事業」については、老朽化などに伴う保育園の施設・設備改修ということで昨年度から拡充させていただいております。</p> <p>次に、学校教育関係につきましては、16ページのナンバー1からナンバー17、ナンバー22、17ページに行きまして、ナンバー33からナンバー35までが該当部分であります。このうち、ナンバー6「不登校対策事業」につきましては、新規事業ということで、今年度から行っている不登校児童生徒の親の会の継続開催や家庭訪問による学習指導、学習相談などの支援を行うものです。</p> <p>また、ナンバー10「特別支援学級アシスタント配置事業」及びナンバー11「学校支援員配置事業」につきましては、小中学校に配置している特別支援学級アシスタント、及び小学校に配置している学校支援員を、新年度支援が必要な児童生徒数が増えるという中で拡充するものであります。具体的には、特別支援学級アシスタントを年度当初比で5名増員、学校支援員を1名増員する予定であります。</p> <p>また、ナンバー34「学校給食費補助事業」につきましては、今の物価高騰に伴う保護者負担軽減のため、学校給食費の一部を補助するものです。この事業は、今年度においても実施されておりますが、新年度は補助単価を今より増額して実施するものです。自校給食を実施している学校や給食センターにつきましては、どこも給食費の値上げを現在検討しており、その値上げ分に対して補助金が充当されるものと考えております。なお、ご説明しなかった部分につきましてはお読み取りいただければと存じます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご承認いただきますようお願いいたします。</p>
松井教育長	<p>ありがとうございました。何かご質問などありましたらお願いします。</p> <p>(委員全員 質問なし)</p>
松井教育長	<p>それでは、議案第4号から6号につきましてご承認いただけますでしょうか。</p> <p>(全委員 異議なし)</p>

<p>松井教育長</p>	<p>それでは、議案第4号から6号につきましてご承認いただきました。</p> <p>続いて、議案第7号及び8号 臨時代理について（議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について）を一括して上程いたします。</p> <p>内容は「小千谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」及び「小千谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」であります。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>山本課長</p>	<p>ただいま一括上程になりました議案第7号及び議案8号につきましてご説明いたします。</p> <p>まず、議案第7号臨時代理について（議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について（小千谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について））をご説明いたします。議案第7号別紙をご覧ください。</p> <p>本案は小千谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり了承するとして、令和6年2月15日付で、教育長が臨時代理したので、これを報告し、ご承認をいただくものです。</p> <p>一部改正する条例は、国の子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設、いわゆる認定こども園及び保育園のことを指しております、及び特定地域型保育事業、いわゆる家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業のことを指しております、これらの運営に関する基準を定めたものであります。</p> <p>今回の一部改正につきましては、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正、及び、母体保護法施行規則等の一部改正に伴い、その改正内容を反映させるものであります。</p> <p>改正内容としましては、第15条において引用法令の項ずれによる改正、第23条において文言の追加、第53条において文言の適性化を図るための修正をし、あとの部分は規定の引用個所を改める、または、読み替えるための規定を追加したりするものとなっております。</p> <p>次に、議案第8号臨時代理について（議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について（小千谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について））をご説明いたします。議案第8号別紙をご覧ください。</p> <p>本案は小千谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり了承するとして、令和6年2月13日付で、教育長が臨時代理したので、これを報告し、ご承認をいただくものです。</p> <p>この一部改正する条例は、国の児童福祉法の規定に基づき、家庭的保育事業等、具体的には、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業についての設備及び運営に関する最低基準を定めたものであります。</p> <p>今回の一部改正につきましては、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育士の配置基準が変更されましたのでその改正内容を反映させるものであります。</p>

	<p>改正内容としましては、第30条は、小規模保育事業所A型の職員に関する規定、第32条は、小規模保育事業所B型の職員に関する規定、第45条は、保育所型事業所内保育事業所の職員に関する規定、及び第48条は、小規模型事業所内保育事業所の職員に関する規定であり、いずれも、満3歳以上満4歳に満たない児童に対して、おおむね20人につき1人を、おおむね15人につき1人に、満4歳以上の児童に対して、おおむね30人につき1人を、おおむね25人につき1人に改めるものであります。</p> <p>なお附則で、経過措置として、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間は従前の基準により運営することも妨げないとする内容の条文を設けております。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。</p>
松井教育長	<p>ありがとうございました。何かご質問などありましたらお願いします。</p>
鈴木委員	<p>人数の変更を見ると、3割ほど多く、保育士の確保が必要かと思うのですが、現実的に可能なのでしょうか。</p>
山本課長	<p>小千谷市でこの条項に該当する園は、2園だけとなりますので、当市の保育士の状況を見ると、2名増員ということになります。</p> <p>基本的に大規模なクラスに対しての配置変更になりますので、当市については大きな影響はない状況です。</p>
松井教育長	<p>それでは、議案第7号及び8号につきましてご承認いただけますでしょうか。</p> <p>(全委員 異議なし)</p>
松井教育長	<p>それでは、議案第7号及び8号につきましてご承認いただきました。</p> <p>次に、日程3 月例事務報告兼教育委員会・教育長の予定について を上程いたします。</p> <p>本日配付させていただきました月例事務報告兼教育委員会・教育長の日程をご確認いただきたいと思います。</p> <p>事務局より修正や追加説明があればお願いいたします。</p> <p>(事務局からの発言待ち)</p>
松井教育長	<p>委員の皆様から何かご報告などございましたらお願いいたします。</p> <p>(委員からの発言待ち)</p>
松井教育長	<p>それでは、日程4 協議に移ります。</p> <p>次回の定例教育委員会開催日につきまして、事務局より3月21日(木)午後4時から、健康・子どもプラザ会議室で開催する案となっております。委員の皆様いかがでしょうか。</p> <p>(日程調整の協議)</p>
松井教育長	<p>それでは、次回第3回定例会は3月21日(木)午後4時から 健康・子どもプラザ会議室で開催することといたします。よろしいでしょうか。</p>

松井教育長	(全員 了承) ありがとうございました。以上で公開案件は全て終了いたしました。
-------	--

上記委員会の次第を記載し、その相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和6年3月21日

小千谷市教育委員会

教育長